



飼養衛生管理基準のポイント 第 29 号

令和 3 年 11 月 4 日

～ II-25 給餌設備、給水設備等への 野生動物の排泄物等の混入防止 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。

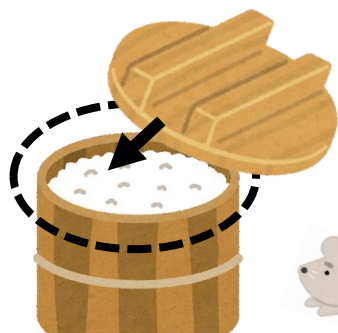
今回は、「給餌設備、給水設備等への野生動物の排泄物等の混入防止」です。

(基準本文)

25 家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排泄物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。



具体的にはどんなことすればいいの？



まずは、餌の保管場所じゃな。
飼料タンクの場合は、閉されておるから基本的には大丈夫じゃな。経年劣化や餌がこぼれてる場合に注意じゃ。
食品残渣を使って自家配合する場合や袋から出して保管する場合は、必ず蓋をして保管するんじゃよ。



水は、沢水や汲み置き貯留水を使用している場合に注意じゃな。

貯水槽に蓋をしておくのはもちろんじゃが、貯水槽までの給水経路にも注意が必要じゃ。



なんでも蓋をしておくのに越したことはないね。

あとは、定期的な清掃じゃな。
給餌ラインやドリンカー、給餌容器、給水容器を定期的に清掃するんじゃよ。

